

# 募集型企画旅行条件書【国内】

旅行企画・実施： 東京都知事登録旅行業第2-3173号



東京都新宿区新宿3-3-1 龍王堂ビル4F

電話 03-3226-0811

社団法人 全国旅行業協会正会員

お申込みの際には、必ず本旅行条件書をご確認の上、お申込みください。

この旅行条件書は、旅行業法等に基づき、お客様に交付する取引条件説明書面および契約書面の一部となります。ここに記載のない事項は当社旅行業約款によります。

## 1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、株式会社KJナビツアーズ(以下、「当社」といいます)が、企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下、「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、募集広告(パンフレット等)の各コースごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面(最終日程表)および当社旅行業約款「募集型企画旅行契約の部」等によります。
- (3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

## 2. 旅行のお申込みと契約の成立時期

- (1) ご来店にてお申込みの場合、所定の申込書に所定の事項を記入の上、パンフレットに記載した申込金を添えてお申込みいただけます。当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものといたします。申込金は、旅行代金または取消料もしくは違約料の一部または全部として取扱います。
- (2) 電話・郵便・ファクシミリ等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に、申込書を所定の申込金とともに提出していただけます。なお、期間内に申込書の提出と申込金の支払いがない場合は、当社はお申込みがなかったものとして取扱います。
- (3) 旅行契約は、電話によるお申込みの場合、本項(2)の申込金を当社が受領したときに、また郵便又はファクシミリでお申込みの場合は、申込金のお支払後、当社がお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに、成立いたします。通信契約の場合は、当社が旅行契約の締結を承諾する旨の通知を発送した時に成立します。但し、当該旅行契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、ファックス、留守番電話等で行う場合は、当該通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- (4) お申込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社はお客様の承諾を得て、お客様に期限を確認した上で、お待ちいただくことがございます。(以下、この状態のことを「ウェイトイング」といいます)。この場合、お客様をウェイトイングのお客様として登録し、予約可能となるよう手配を努力いたします。この場合でも当社はお客様から申込書の提出および申込金と同額の預り金を申し受けませんが、この段階では予約完了を保証するものではありません。
- (5) 本項(4)の場合において、ウェイトイングコースの契約は、当社が予約可能となった旨の通知を行った時に成立するものとします。当社が予約可能となった旨を通知する前にお客様よりウェイトイング登録の解除のお申し出があった場合、またはお待ちいただける期限までに結果として予約ができなかった場合には、当社は当該預り金を全額払い戻しいたします。

## 3. お申込み条件

- (1) 20才未満の方は親権者の同意書が必要です。また、15才未満の方のご参加は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2) 慢性疾患をおもちの方、健康を害している方、妊娠中の方、身体に障害等をおもちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込み時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。
- (3) 当社は旅行中にお客様が疾病、傷害、その他の事由により医師の診断または加療を要すると判断する場合は、必要な措置を取ることがあります。これにかかる一切の費用はお客様の負担となります。
- (4) お客様の都合による別行動は原則としてお受けできません。ただし、当社が手配旅行契約で別途料金をいただく条件でお受けすることもございます。
- (5) お客様の都合により旅行の日程から離脱する場合には、その旨および復帰の有無について必ず添乗員または係員にご連絡いただけます。その場合、離脱した部分の払戻しいたしません。
- (6) 特定のお客様層を対象とした旅行または特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合には、ご参加をお断りする場合があります。

## 4. 契約書面、確定書面の交付

- (1) 当社は旅行契約の成立後、速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した書面(「契約書面」といいます)をお渡します。すでにお申込み時点でお渡ししている場合はこの限りではありません。
- (2) 確定した旅行日程、主要な運送期間の名称および宿泊ホテル名が記載された確定書面(最終日程表)は、旅行開始日の前日にあたる日までにお渡しいたします。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降に旅行契約の申込みがなされた場合は、旅行開始日当日までにお渡しいたします。なお、期日前であってもお問

い合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。

## 5. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目にあたる日までにお支払いいただけます。旅行開始日の前日から起算して14日目にあたる日以降にお申込みの場合は旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただけます。

## 6. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等運送機関の運賃(コースにより等級が異なります。特に表示のないときは、航空機の場合はエコノミークラス、鉄道は普通車を利用します。)
- (2) 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金(旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます。)
- (3) 旅行日程に明示した観光・視察の料金(バス料金、ガイド料金、入場料)
- (4) 旅行日程に明示した宿泊の料金および税・サービス料金
- (5) 旅行日程に明示した食事の料金および税・サービス料金
- (6) 添乗員同行コースの同行費用  
添乗員が同行する場合にあっては、それに必要な経費  
上記費用はお客様の都合により、一部利用されなくても原則として払戻しいたしません。

## 7. 旅行代金に含まれないもの

前項のほかは旅行代金には含まれません。その一部を例示します。

- (1) 超過手荷物料金(規定の重量、容積、個数を超える分について)
- (2) 飲物代、クリーニング代、電話料金、その他の個人的性質の諸費用およびそれに伴う税・サービス料金
- (3) 傷害、疾病等に関する医療費
- (4) 一人部屋を利用される場合はその追加料金
- (5) ご希望者のみ参加されるオプションツアーの料金
- (6) 自宅から発着地までの交通費・宿泊費

## 8. 旅行契約内容・旅行代金の変更

- (1) 当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊期間等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運送計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。また、その変更に伴い、旅行代金を変更することもあります。
- (2) 著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は、旅行代金を変更することがあります。増額する場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前に通知します。減額する場合は運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。なお、払戻すべき金額が生じる場合は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しいたします。

## 9. お客様の交替

お客様は、当社が承諾した場合に限り、一人あたり所定の手数料をお支払いいただくことによりご旅行に参加するお客様を交替することができます。(すでに航空券を発券している場合、別途再発券に関する費用を請求する場合があります。)

## 10. お客様による旅行契約の解除

### 〔旅行開始前〕

- (1) お客様はいつでもパンフレットに記載された所定の取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。ただし、解除のご連絡は当社の営業時間内のみお受けいたします。
- (2) 当社の責任とならない各種ローンの取扱い上およびその他渡航手続き上の事由に基づきお取消しになる場合も、所定の取消料をお支払いいただけます。
- (3) お客様のご都合でお申込みの旅行の旅行開始日やコースの変更をされるときは、お客様から契約の解除があったものとして、所定の取消料を申し受けます。
- (4) 次に掲げる場合においては取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
  - ① 旅行契約内容に以下に例示するような重要な変更が行われたとき
    - (a) 旅行開始日または旅行終了日の変更
    - (b) 入場する観光地、観光施設(レストランを含む)、その他の旅行の目的地の変更
    - (c) 運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更
    - (d) 運送機関の種類または会社名の変更
    - (e) 旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更
    - (f) 宿泊機関の種類または名称の変更
    - (g) 宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更
    - (h) 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更
  - ② 著しい経済情勢の変化等による運送機関の運賃・料金の改定によって旅行代金が減額されたとき
  - ③ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その

他の事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な旅行の実施が不可能となり又は不可能となるおそれが極めて大きいとき

- ④ 当社が確定書面(最終日程表)を第4項(2)の期日までに交付しなかったとき
  - ⑤ 当社が責に帰すべき事由により当初の日程通りの旅行の実施が不可能になったとき
- (5) 当社は本項(1)、(2)、(3)により旅行契約が解除されたときは、すでに受理している旅行代金(または申込金)から所定の取消料を差し引き、残りを払戻します。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(4)により旅行契約が解除されたときは、すでに収受している旅行代金(または申込金)を解除の翌日から起算して7日以内に全額払戻いたします。

〔旅行開始後〕

- (1) お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし一切の払戻しをいたしません。
- (2) お客様は、旅行開始後において、当該お客様の責に帰すべき事由によらず、契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき、または当社がその旨を告げたときは、取消料を払うことなく旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の旅行契約を解除することができます。
- (3) (2)の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領するところできなくなった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して、取消料、違約料、その他のすでに支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限ります)を差し引いたものをお客様に払戻します。

#### 11. 当社による旅行契約の解除

〔旅行開始前〕

- (1) お客様が第5項に規定する期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は当該期日の翌日において、お客様が旅行契約を解除したものと取扱いします。この場合において、お客様は、当社に対し、パンフレット記載の取消料に相当する額の違約料を支払わなければなりません。
- (2) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除する場合があります。
  - ① お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能、その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき
  - ② お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられない認められるとき
  - ③ お客様が、他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき
  - ④ お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき
  - ⑤ お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前(日帰り旅行は3日目にあたる日より前)に、旅行の中止を通知します。
  - ⑥ スキーを目的とする旅行における必要な積雪量などの旅行実施条件であって、旅行契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき
  - ⑦ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき
  - ⑧ 通信契約を締結した場合であって、お客様の有するクレジットカードが無効になる等、お客様が旅行代金等に係る債務の一部または全部を提携会社のカード会員規約にしたがって決済できなくなったとき

〔旅行開始後〕

- (1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
  - ① お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき
  - ② お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者または同行する他のお客様に対する暴行または脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき
  - ③ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき
- (2) 当社が(1)の規定に基づいて、旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様がすでに提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。
- (3) (2)の場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がいまだ提供を受けていない旅行サービスの部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他のすでに支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払戻します。

#### 12. 旅行代金の払戻し時期

- (1) 当社は、第10項、第11項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に対し払戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額

を払戻します。

- (2) 当社は、お客様と通信契約を締結した場合であって、第10項、第11項の規定により通信契約が解除された場合において、お客様に対し払戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員規約にしたがって、お客様に対し当該金額を払戻します。この場合において、当社は、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払戻します。

#### 13. 最少催行人員

パンフレットに明示した最少催行人員に満たない場合、旅行を中止することがあります。その場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前に旅行を中止する旨を通知いたします。

#### 14. 旅程管理等

当社は安全で円滑な旅行の実施の確保に努めます。お客様は団体行動中、当社係員の指示に従っていただきます。

#### 15. 当社の責任

当社は、当社又は手配代行者(旅行サービスの手配を当社に代わって行う者)が故意または過失によりお客様に損害を与えたときはその損害を賠償いたします。(お荷物の賠償限度額は、当社に故意または重大な過失がある場合を除きお一人15万円)

#### 16. お客様の責任

当社はお客様の故意または過失により当社が損害を被ったときはお客様から損害の賠償を申し受けます。

#### 17. 特別補償

当社は、当社の責任が生ずるか否かを問わず、旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)別紙の特別補償規定で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命または手荷物の上に被った一定の損害について補償金および見舞金を支払います。

#### 18. 旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更(次に掲げる事由による変更を除きます。天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命または身体の安全確保のための措置)が行われた場合は、旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。但し、サービスの提供の日時及び順序の変更は対象外となります。変更補償金の額は旅行者お一人に対し、一募集型企画旅行につき旅行代金の15%を限度とします。また変更補償金の額が1,000円未満の場合はお支払いしません。当社はお客様の同意を得て変更補償金の支払いを物品・サービスの提供に替えることがあります。

変更補償金の支払い対象となる変更	一件あたり率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
パンフレットに記載した		
(1)旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5	3.0
(2)入場する観光地または観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
(3)運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更(変更後の合計金額が当初の合計額を下回った場合に限り)	1.0	2.0
(4)運送機関の種類または会社名の変更	1.0	2.0
(5)旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
(6)宿泊機関の種類または名称の変更	1.0	2.0
(7)宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
(8)前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

#### 19. 国内旅行保険について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、当社販売員にお問い合わせください。

#### 20. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日についてはパンフレットに明示した日となります。

#### 21. その他の重要事項

- (1) お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。
- (2) 天候等の不可抗力により航空機等の運送機関のサービスが中止または遅延となり、行程の変更等が生じた場合の宿泊費、交通費等はお客様負担となります。
- (3) 当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関するお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更によりお客様が受ける予定であった同サービスが受けられなくなった場合、理由の如何に関わらず、当社は責任を負いません。
- (4) 販売店には旅行業務取扱管理者がおります。旅行業務取扱管理者は、お客様の旅行を取扱う販売店での取引に関する責任者です。旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたらご遠慮なく販売店の旅行業務取扱管理者にご質問ください。
- (5) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。